

## 5 鳥取県公報

平成14年1月25日(金) 号外第8号

每週火 金曜日発行

		目	次	
告	示	町の区域の新設等(38)(市町村振興課)		1
		 告		

## 鳥取県告示第38号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を新設 し、及び変更し、並びに字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。 この町の区域の新設及び変更並びに字の区域の変更は、平成14年1月25日からその効力を生ずる。

平成14年 **1** 月25日

鳥取県知事 片 山 善博

新たに画する町 の 名 称	同左の区域(平成13年 5 月23日現在の地番による。)	
美萩野五丁目	三津字狭間谷ノー470、471、477から479まで、480の一部、481から486まで、1009、1	
	010、1011の一部、1018の <b>1</b> 及びこれらと一体をなす国有地	
	三津字狭間谷ノ二487の一部及びこれと一体をなす国有地の一部	
	三津字乗越ノニ657の7の一部及びこれと一体をなす国有地	
	伏野字桐谷510の <b>2</b> の一部、515から520まで、524から540まで、541の <b>1</b> 、542、543、	
	1826の一部、1828、1832の 1、1833から1836まで、2703の 1の一部、2703の 2の一部、	
	2704の 1、2704の 2、2705から2707まで、2708の一部及びこれらと一体をなす国	
	の一部	
	伏野字桐谷ノニ1837から1840まで、1841の <b>1</b> の一部、1841の <b>3</b> 、1842の一部、1843の	
	一部、1846の一部	
	美萩野四丁目472、473、476、494の2の一部、494の49、510の1の一部、510の21、1	
	008及びこれらと一体をなす国有地	

区域を変更する町	同左の区域(平成13年 5 月23日現在の地番による。)		
及び字の名称			
三津字狭間谷ノー	三津字狭間谷ノーのうち470、471、477から479まで、480の一部、481から486まで、1		
	009、1010、1011の一部、1018の1及びこれらと一体をなす国有地以外の区域		
三津字狭間谷ノニ	三津字狭間谷ノ二のうち487の一部及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域		
三津字乗越ノニ	三津字乗越ノ二のうち657の7の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域		
伏野字桐谷	伏野字桐谷のうち510の2の一部、515から520まで、524から540まで、541の1、542、		
	543、1826の一部、1828、1832の1、1833から1836まで、2703の1の一部、2703の2		
	の一部、2704の <b>1</b> 、2704の <b>2</b> 、2705から2707まで、2708の一部及びこれらと一体をな		
	す国有地の一部以外の区域		
伏野字桐谷ノニ	伏野桐谷ノ二のうち1837から1840まで、1841の1の一部、1841の3、1842の一部、18		
	43の一部、1846の一部以外の区域		
美萩野四丁目	美萩野四丁目のうち472、473、476、494の2の一部、494の49、510の1の一部、510		
	の21、1008及びこれらと一体をなす国有地以外の区域		